

大分県報

令和七年
号外（九）
三月十四日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局会計規程の一部改正……………一〇

企業局訓令

大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………一〇

○企業局管理規程

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月十四日

大分県企業局長 高野信一

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程

大分県企業局会計規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号、第十七条第一項、第二十条及び第二十七条第一項中「予算整理簿」を「予算執行計画整理簿」に改める。

第三十三条中「大分市」を「全国」に改める。

第三十六条第一項中「予算整理簿」を「予算執行計画整理簿」に、「経費等」を「事項」に改め、同項ただし書中「会計伝票の決裁をもつて支出負担行為がなされたものとみなし、支出負担行為の作成を省略する」を「支出負担行為に代えて支出負担行為兼支出命令票により企業局長の決裁を受ける」に改め、同項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 後納契約、単価契約及び長期継続契約によるもの

六 購読伺済のもの及び見積書の徴取を省略したもの

令和七年三月十四日

大分県報号外（企業局管理規程）

第三十六条第一項第九号を削り、同項第十号中「局長」を「企業局長」に改め、同号を同項第七号とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる事項については、前項の規定によらず会計伝票の決裁をもつて支出負担行為がなされたものとみなし、支出負担行為の作成を省略することができる。

一 現金の支払を伴わない経費

二 その他企業局長が必要と認めたもの

第四十八条に次の一号を加える。

三 その他企業局長が必要と認めたもの

第四十九条に次の三号を加える。

六 職員のために研修又は講習を実施する者に対して支払う経費

七 検査等で前納を要する経費

八 その他企業局長が必要と認めたもの

第六十一条第二項中「予算整理簿」を「予算執行計画整理簿」に改める。

別表第4中

「（その3）
支出負担行為票（債権者内訳票）
（貯蔵品購入限度額何票）」

を

「（その3）
支出負担行為票（債権者内訳票）
（貯蔵品購入限度額何票）」

に

「（その4）
支出負担行為兼支出命令票

第9号様式
予算整理簿

を

「第9号様式（その1）
予算執行計画整理簿（収入）
」（その2）
予算執行計画整理簿（支出）」

に改める。

第一号様式（その一）中「工事番号」を削る。

第一号様式（その三）の次に次の一様式を加える。

一

第1号様式(その4) (第36条関係)

支出負担行為兼支出命令票

(内線電話)

起案責任者											
起案日	年	月	日	支出命令日	年	月	日	決裁日	年	月	日

決 裁											
合 議											

年度	事業会計	支出命令番号	
----	------	--------	--

伝票番号	未払計上	支払予定日	年	月	日
	借 方				貸 方

予 算 科 目	所属				
	予算区分 款 項 目 節 細 節				
	金額				

勘 定 科 目 1	款 項 目 節 細 節	款 項 目 節 細 節			
	金額	金額			

勘 定 科 目 2	款 項 目 節 細 節				
	金額				

消費税区分	消費税額	税抜額		
支出命令額	控除命令額	差引支払額		
支払方法	予算算残額	予算残額		
適格請求事業者	執行残額			
取引年月日	決算整理マーク			

摘要				
----	--	--	--	--

支払先 住所 名称 振込先口座				
--------------------------	--	--	--	--

負担行為番号				
--------	--	--	--	--

事業会計	支出命令番号	金額	上記の金額を領収しました。 年 月 日 大分県企業局 企業出納員様 資金前渡職員	支払済印
合計				

令和七年三月十四日

大分県報号外(企業局管理規程)

第二号様式（その一）中

支出命令額	控除額	支払額	
支払方法		予算残額	
支出区分		執行残額	
負担行為番号		決算整理マーク	

を

支出命令額	控除命令額	差引支払額
支払方法	支出区分	予算残額
適格請求事業者		執行残額
取引年月日		決算整理マーク

に

工事番号

事業会計	支出命令番号	金額
合計		

負担行為番号

--	--

を

事業会計	命令番号	支出命令額	消費税額

に改める。

合計			

第二号様式（その二）中「消費税額」を「税抜額」に、「税抜額」を「消費税額」に、「控除額」を「控除命令額」に、「支払額」を「差引支払額」に改める。
第二号様式（その三）中

を

No.	支出命令番号	支払先	
負担行為番号		郵便番号	
伝票番号		振込先口座	
支出命令額			
控除額			
支払額			
消費税区分			
税抜額			
消費税額			

に改める。

No.	支出命令番号	支払先	
負担行為番号		郵便番号	
伝票番号		振込先口座	
支出命令額			
控除命令額			
差引支払額			
消費税区分			
税抜額			
消費税額			
適格請求事業者		取引年月日	

第三号様式（その二）中「調定額」を「消費税区分」に、「消費税区分」を「調定額」に改める。
第三号様式（その五）及び第三号様式（その六）中「工事番号」を削る。

令和七年三月十四日

大分県報号外（企業局管理規程）

第四号様式（その一）中

決算整理ワーク	決算整理ワーク
工事番号	工事番号

を

適格請求事業者	適格請求事業者
取引年月日	取引年月日
決算整理ワーク	決算整理ワーク

に改める。

第四号様式（その二）中

起案日 振替日 伝票番号	所属	借方		貸方	
		子算区分 子算科目 勘定科目 1 勘定科目 2 工事番号	金額 税抜額 消費税額 消費税区分 子算残額	子算区分 子算科目 勘定科目 1 勘定科目 2 工事番号	金額 税抜額 消費税額 消費税区分 子算残額
	決算整理ワーク			決算整理ワーク	

を

伝票番号	所属	借方		貸方	
		子算区分 子算科目 勘定科目 1 勘定科目 2 取引年月日	金額 税抜額 消費税額 消費税区分 子算残額	子算区分 子算科目 勘定科目 1 勘定科目 2 取引年月日	金額 税抜額 消費税額 消費税区分 子算残額
	決算整理ワーク			決算整理ワーク	

を

改める。

第九号様式を次のように改める。

第十四号様式を次のように改める。

令和七年三月十四日

大分県報号外（企業局管理規程）

七

第二十四号様式（その二）中

精算者 郵便番号	
精算者 郵便番号	
税区分	
消費税額 税抜額 予算残額 執行残額	

を

精算者 郵便番号	
精算者 郵便番号	
適格請求事業者	
取引年月日	
税区分	
消費税額 税抜額 予算残額 執行残額	

に

改める。

附則

この規程は、令和七年三月十五日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正

本 所
事 業 所 局

する。

令和七年三月十四日

大分県企業局長 高 野 信 一

別表第二の一の表の二の部の項目の欄中「並びに炊事委託」を削り、「又は賃借」を、「賃借又は物品の購入及び処分」に改め、同表の三の部中「振替命令票」を「振替伝票」に改め、同部の委託料の項を次のように改める。

委託料	単価契約によるもの	五〇〇万円未満	全額
	その他		

別表第二の一の表の三の部の注に次のように加える。

3 支出負担行為兼支出命令票の決裁事項は、この表の決裁区分の例による。
別表第二の一の表の四の部の委託料の項を次のように改める。

委託料	単価契約によるもの	二〇〇〇万円未満	全額
	その他		

附則

この訓令は、令和七年三月十五日から施行する。